

職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 事件の概要

当該職員は、令和5年1月から5月までの間、計81日間に渡り、勤務時間内外に業務用パソコンを用いて、ゲーム及び業務と関係のないインターネットサイトの閲覧を行いました。また、令和5年4月から6月までの間、計15回、勤務時間中に上司の許可なく無断で離席し、長時間業務から離れていました。

なお、当該職員は、過去にも業務用パソコンを用いてゲームや業務と関係のないインターネットサイトの閲覧を行ったことで処分を受けており、管理監督者から確認や指導を受けていたものの、今回の件で、事実と異なる説明を行っていました。

2 被処分者及び処分内容

地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号の規定により、次のとおり、処分を行いました。

所属	職名	年齢	処分内容
環境創造局	事務職員	50代	停職 2箇月

※本処分については、令和6年2月5日付横浜市報に đăng載予定です。

(参考：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号)

職員が、次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

3 管理監督者処分

次の3名を管理監督者処分としました。

- ・部長級2名 課長級1名 市長口頭厳重注意

お問合せ先	
総務局人事課	Tel 045-671-4005